子ども医療費助成事業における自己負担月額上限額の引き上げについて

子ども医療費助成事業の概要

子どもの疾病の早期発見・治療を促進し健やかな育成を図るため，北海道の補助制度を活用し，窓口負担の全額又は一部を助成する医療給付事業。
非課税世帯及び3歳未満児は自己負担なし。3歳以上の課税世帯は1割負担。

●旭川市における助成内容及び自己負担額

世帯の市民税課税状況及び年齢区分		0～2歳	市民税非課税世帯		市民税課税世帯	
			3歳～小学生	中学生	3歳～小学生	中学生
対象区分	入院	全額助成（自己負担なし）		全額助成（自己負担なし）	一部助成（1割負担）＊月額上限額44,400円	一部助成（1割負担）＊月額上限額:44,400円
	外来			助成なし（3割負担）	一部助成（1割負担）＊月額上限額:12,000円	助成なし（3割負担）

＊色つき部分が今回の改正の影響を受ける方

●課税世帯における負担割合

（例）3歳～小学校就学前の場合（北海道基準とおり）

窓口負担　2割			医療保険 8割
自己負担　1割 上限額の設定あり＊1	子ども医療費（1割）		
	市 1／2	道 1/2	

（例）小学生入院の場合（北海道基準とおり）

窓口負担　3割			医療保険 7割
自己負担　1割 上限額の設定あり＊1	子ども医療費（2割）		
	市 1/2	道 1/2	

（例）小学生外来・中学生入院の場合（旭川市独自助成）

窓口負担　3割		医療保険 7割
自己負担　1割 上限額の設定あり＊1	子ども医療費（2割）	
	市　10/10	

自己負担月額上限額（※1）の設定　単位：円

区分	現行（H29.7月まで）	改正後（H29.8月から）	影響額
外来	12,000	14,000	2,000
入院	44,400	57,600	13,200

＜参考＞　北海道の助成基準　　（初診時一部負担金を除く）

区分	0～2歳	非課税世帯			課税世帯		
		3～6歳	小学生	中学生	3～6歳	小学生	中学生
外来	全額助成	全額助成	助成なし	助成なし	1割負担	助成なし	助成なし
入院			全額助成	助成なし		1割負担	助成なし

＊色つき部分が旭川市独自助成

●制度改正後の負担割合

（例）北海道基準の場合

<table>
<tr><td colspan="3">窓口負担</td><td rowspan="3">医療保険</td></tr>
<tr><td rowspan="2">自己負担
外来　12,000円→14,000円
入院　44,400円→57,600円</td><td rowspan="2">引上</td><td colspan="2">子ども医療費</td></tr>
<tr><td>市
1/2</td><td>道
1/2</td></tr>
</table>

（例）旭川市独自助成の場合（小学生通院、中学生入院）

<table>
<tr><td colspan="3">窓口負担</td><td rowspan="3">医療保険</td></tr>
<tr><td rowspan="2">自己負担
外来　12,000円→14,000円
入院　44,400円→57,600円</td><td rowspan="2">引上</td><td colspan="2">子ども医療費</td></tr>
<tr><td colspan="2">市　10/10</td></tr>
</table>